

# 「京都市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（仮称）」の制定に関する市民意見募集について



パプコメくん

- 介護保険制度における通所介護（デイサービス）の事業所が、自主的な宿泊サービスを提供する、いわゆる「お泊まりデイ」は、介護保険法の対象外サービスであることから人員や設備の基準がなく、京都市以外の他の都市では、男女の同室での宿泊など劣悪な環境のもとで、介護保険のショートステイでも想定していないような長期間、中には1年を超すような宿泊があるなどの実態がありました。
- このため、国は届出制を導入するとともに、基準の目安としてガイドラインを策定しましたが、京都市内の事業所の実態をみても、利用者の心身の状態を考慮しない宿泊の長期化がみられるなどの課題があります。
- そこで、京都市としては、京都市高齢者施策推進協議会から提出された報告書「デイサービス事業所における法定外の宿泊サービスに対する今後の対応について」を踏まえ、利用者の尊厳の保持及び安全確保を目的として、実効性のある基準を制定するため、政令指定都市で初となる独自のお泊まりデイの人員、設備及び運営に関する条例を定めることといたしました。
- この度、条例を制定するにあたり、市民の皆様からの御意見を募集しますので、積極的な御意見をお待ちしております。

募集期間 平成28年7月14日（木）～平成28年8月22日（月）【必着】

提出方法 郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見募集フォーム  
※様式は自由です（背表紙の意見記入用紙をご利用いただけます。）。

提出先 京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課 介護事業者担当  
〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル2階

電話：075-213-5871

FAX：075-213-5801

電子メール：kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000200421.html>



京都市  
CITY OF KYOTO

## 1 条例の目的

介護保険制度に基づく指定通所介護事業所等（以下「デイサービス」といいます。）において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき基準を定めることにより、宿泊サービスの利用者の尊厳の保持及び安全確保を図るものです。

## 2 宿泊サービス(お泊まりデイ)の定義

市内のデイサービスで、その設備を利用して、日中のデイサービスの利用者に対し、デイサービスの営業時間外に介護保険制度外の宿泊サービスを提供することをいいます。

## 3 基準の基本的な考え方

利用者の尊厳の保持と安全確保を図るため、国が策定した「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」（ガイドライン）を最低限の基準として、介護保険法に基づく他の事業の基準を参考としたうえで、基準を設定します。

## 4 主な内容

項目	基準の概要	補足説明	
総則	宿泊条件	ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊がやむを得ないと判断した場合のみ、緊急時又は短期的な利用に限って宿泊サービスを提供すること。	ケアマネジャーは他の介護サービスの利用などを検討したうえで、やむを得ないと判断した場合は、宿泊サービスをケアプランに位置付けることとし、ケアマネジャーの役割をより一層重視します。
	連続宿泊日数	利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は7日以内とすること（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日まで可能）。	利用者の心身の状態の悪化を招くおそれのある連続した宿泊を避けるため、小規模多機能事業所で一時的に宿泊する基準を参考に設定します。
	総宿泊日数	利用者に宿泊サービスを提供する日数については、要介護認定の有効期間又は要支援認定の有効期間（新規の場合は原則半年、更新の場合は原則1年）の概ね半数を超えないこと。	利用者の心身の状態の悪化を招くおそれのある長期間の宿泊を避けるため、ショートステイの基準を参考に設定します。
人員	夜勤職員	宿泊サービスの提供を行う時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保すること。（※）	利用者に適切な介護を提供するため、夜勤として常時1人以上の職員配置を求めます。
	看護職員	日中のデイサービスの時間帯を含めて、1人以上が看護職員であること。（夜勤職員としての勤務までも求めるものではありません）	看護職員が必要に応じて利用者の健康状態を確認し、夜間の病状の急変等に備えるため、小規模多機能の基準を参考に設定します。

項目	基準の概要	補足説明	
設備	利用定員	宿泊サービスの利用定員は、デイサービスの利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。(※)	夜間の緊急時等に対応するため、デイサービスの利用定員より少なくしています。
	宿泊室	宿泊室の定員は、原則1室あたり1人とし、宿泊室の床面積は7.43㎡以上とすること(個室提供が困難な場合は、パーティション等により、プライバシーが確保できる状態にすること)。(※)	利用者の個人の尊厳を確保するため、個室を原則とし、必要最小限の面積を設定します。
	安全の確保	消防法に適合するスプリンクラーを設置するなど、利用者の安全確保に努めること。	夜間の火災に備え、利用者の要介護度に関わらずスプリンクラー設置を求める基準を設定します。
運営	実施状況	前年度の実施状況について、その翌年の5月末までに届出を行うこと。	利用者の前年度の最大連続宿泊日数などの報告を求めます。
	情報の公表	京都市は、お泊まりデイ事業所の届出に基づき本条例の適合状況等の公表を行うこと。	利用者保護の観点から、お泊まりデイ事業所の運営実態を明らかにします。
	情報の開示	利用申込者に対し、運営規程の概要その他宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。	お泊まりデイ事業所が申込者に事業の運営状況等の説明を行うことにより、利用者が適切にサービスを選択できるようにします。
	調査への協力	京都市が行う調査に協力するとともに、京都市から指導を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)	お泊まりデイ事業所及びケアマネ事業所に対し、調査への協力や必要な改善を求めることで条例の実効性を確保します。

※国のガイドラインに準じた基準です。

## 5 施行時期

市民の皆様からの御意見を踏まえ、今年度中に市会に条例案を提案し、可決されれば、周知期間を経て、平成29年4月からの施行を予定しています。

### <用語説明>

デイサービス	利用者が事業者の送迎により事業所へ通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで受ける介護保険制度に基づくサービスです(この条例においては、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護も含まれます)。
ケアマネジャー	介護を必要とする高齢者が、自立した生活を送るための援助に関する専門家です。どの事業者のどんなサービスを利用するかについて相談を受け、利用者の立場にたち、市やサービス提供事業者、介護保険施設との連絡・調整を行い、ケアプラン(介護サービス計画)を作成します。
小規模多機能	利用者の心身の状態や希望などに応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護保険制度に基づくサービスです。
ショートステイ	利用者が特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、その施設で、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介護や機能訓練などを行う介護保険制度に基づくサービスです。

# 「京都市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例(仮称)」の制定に対する御意見記入用紙



075-213-5801

京都市保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 行

様式は問いません。この用紙を郵送やファックス用に御利用いただいても結構です。

## ◆御意見御記入欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ下記の項目に当てはまる番号に「○」を御記入ください。

【年 齢】 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代  
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代以上

【お住まい等】 1 京都市在住 2 京都市通勤・通学（京都市在住除く）  
3 1, 2以外

<介護保険サービスを実施されている場合>

【実施事業】 1 通所介護 2 地域密着型通所介護 3 認知症対応型通所介護  
4 居宅介護支援 5 その他（ ）

※ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

※ 御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、ホームページで公表します。

※ 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課  
発行月：平成28年7月 京都市印刷物第283061号